

第4章 東久留米市の農業基本構想

本章では、農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進基本構想」に関する内容を記載します。

1. 基本目標内容の設定

本計画の中間見直しに伴い、5年後の令和7（2025）年の主要な指標の基本目標を設定し、目標を実現するために、本計画を展開します。

（1）農家数

農家数は、平成27（2015）年の時点で274戸（2015農林業センサス）でしたが、令和2（2020）年では241戸（2020農林業センサス調査結果速報）と、5年間で33戸（12.0%）、年平均6.6戸減少しています。このまま推移した場合、令和7（2025）年度には208戸にまで減少してしまうことが予想されます。本計画で示す施策を展開することにより、令和7（2025）年度の農家数を概ね220戸と設定します。

年	農家数（戸）
平成27年	274
令和2年	241
令和7年	220

（2）農地面積

農地面積は平成27（2015）年時点で164.4haでしたが、平成28（2016）年時点で161.5ha、平成29（2017）年時点で158.2ha、平成30（2018）年時点で154.0ha、令和元（2019）年時点で150.2ha、令和2（2020）年時点で147.4ha（市民部課税課資料）と、5年間で17.0ha減少（平均すると3.4ha/年間の減少）しており、このまま推移すると、令和7（2025）年度は130.4haとなります。農地保全施策を展開することで、令和7（2025）年度の農地面積を概ね135.0haと設定します。

年	農地面積（ha）
平成27年	164.4
平成28年	161.5
平成29年	158.2
平成30年	154.0
令和1年	150.2
令和2年	147.4
令和7年	135.0

（3）中核的な農家数

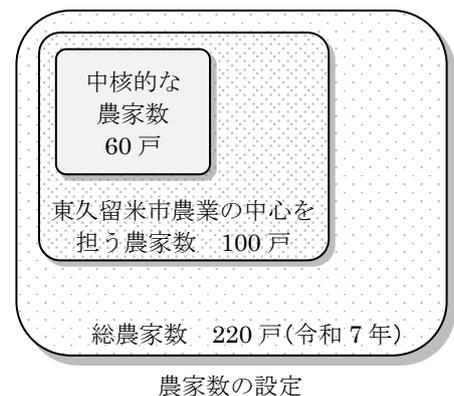
中核的農家は農業経営志向が高く、効率的かつ安定的な経営を行うとともに、経営モデルに該当する所得（300万円以上）を目標とする農家として、概ね60戸（総農家数の約27.3%：令和2年の認定農業者数は51名）と設定します。

（4）東久留米市農業の中心を担う農家数

農家意向調査をもとに、年間農業所得の目標額が100万円以上で農業継続意欲のある農家を対象とし、概ね100戸（総農家数の約45.5%）と設定します。

（5）農用地の利用の集積目標

認定農業者をめざす農家を効率的かつ安定的な農業経営を営む者とし、認定農業者をめざす農家に対する農用地の利用集積に関する目標は、認定農業者の1戸当たりの所有面積を80a、目標年次の認定農業者数を60戸として概ね48ha、将来の地域



における農用地の利用に占める面積割合の目標を 35.6%とします。

また、効率的かつ安定的な農業経営が利用する面積集積の目標については、面積集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めることとします。

(6) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連絡の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業の受委託等の取組みを促進します。その際、東久留米市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(7) 労働力、労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本とし、雇用労働力や援農労働力などの活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進め、経営に合わせた雇用や援農などの活用により、主たる従事者の 1 人当たりの年間労働時間は、概ね 1,800 時間を目標とします。

年間農業所得の目標は、中核的な農家は他産業従事者並みの水準を確保することを目標に概ね 500 万円を基本とし、経営規模、農業従事者数、年齢、経営モデルに示す営農類型の項目により、300 万円以上を目標とします。

また、農業所得 100 万円以上を目標とする農家を東久留米市農業の中心となる農家として位置づけ支援します。経営規模の小さな農家においても、10a 当たり 15～30 万円の農業販売金額を目標に、直売等によりすべての農家が販売に取り組むことを目標とします。

(8) 農業経営の改善

農産物の販売は市場出荷だけでなく、多様な地産地消形態が都市農業の理解の推進につながることから、庭先販売等の直売、地元スーパー等、契約栽培、学校給食の食材、観光と結びついた方策などを積極的に取り入れていきます。

経営管理は、合理化を進めるとともに、複式簿記記帳の実施、経営と家計の分離、青色申告の実施を奨励します。

農業従事の態様等の改善としては、年間労働時間を 1,800 時間にするための作業の合理化、臨時雇用や援農による労働の負担軽減、家族経営協定等による労働環境の改善を推進していきます。

(9) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する目標

① 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって東久留米市の農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

新規就農者の農業所得および労働時間の目標は、東久留米市およびその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間 1,800 時間の水準を達成しつ

つ、農業経営開始から5年後には、農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得300万円を目標とします。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新規就農者への支援体制については、東京都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団および東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導および経営指導については、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、東久留米市における主要な営農類型については、次頁の2. ③に示す、農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

(10) (7)、(8) 及び (9) に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した技術を有した人材の確保・育成に努めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、中央農業改良普及センター、JA 東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組みます。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、必要な情報の提供等の支援を行います。また、JA 東京みらいと連携し、就農等希望者が必要とする情報を収集し東京都及び農業経営・就農支援センター等へ情報提供します。

(11) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本事業は実施しません。

2. 経営モデルの設定

経営モデルについては、中核的農家など、本市の農業を担う農業経営体を概ね 10 年間で育成することを目標として、下表に示した営農類型別に設定します。

これらの経営モデルを実現するために、優良農地の保全、担い手の確保と育成、流通体制づくり、市民ニーズに即した生産などの施策を推進します。

■営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営（中核的な農家）の指標及び生産方式

【経営モデルのタイプ】

- I 安心・新鮮・旬を基調とした顔の見える農畜産物を供給する農業
- II 市民の生活を支える農畜産物を安定的に供給する農業
- III 環境と調和した農畜産物の生産と持続可能な社会づくりに貢献する農業
- IV 市民の交流やふれあい・やすらぎを提供する農業
- V 地域産業の一翼を担う農業、地域産業と連携を進める農業

① 東久留米市の農業をリードする経営体モデル <目標所得額：1,000 万円>

V：ボランティア K：雇用

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	I II III	野菜の契約出荷と直売を主とした経営	130	3 +V1	大根、ホウレンソウ トウモロコシ、多品目	施設 20 a
野菜	I III IV	野菜の契約出荷と農業体験を取り入れた経営	180	3 +V2	ミズナ、ホウレンソウ、トマト	施設 30 a
野菜	I II III	野菜の契約出荷とイチゴの直売を主とした経営	130	2.5 +V2	枝豆、スイートコーン、イチゴ、トマト	施設 50 a
花き	II V	鉢花・花壇苗の市場出荷を中心とした経営	90	3.5 +K1	ビオラ、ペチュニア	施設 30 a

② 地域の農業を担う経営体モデル <目標所得額：500 万円>

V：ボランティア

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	I II III	野菜の契約出荷と直売を主とした経営	100	2.5	小松菜、ホウレンソウ、枝豆、大根	施設 30 a
野菜	II III	葉菜類を中心とした契約出荷中心の経営	80	3.5	ホウレンソウ、コマツナ、大根	施設 25 a
花き	I II III	鉢花・花壇苗の市場出荷を中心とした経営	60	2.5	シクラメン、ニチニチソウ、野菜苗	施設 20 a
果樹	I	果樹の直売を主とした経営	80	2.5 +V1	ブドウ、キウイ、ナシ	施設 10 a

③ 農業の広がりを支える経営体モデル <目標所得額：300万円>

分類	タイプ	営農モデル	経営耕地面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	備考
野菜	I III	直売を主とした経営	30	2	ハウレンソウ、コマツナ、多品目	施設 15 a
野菜	I III IV	野菜の直売と体験型農園を主とした経営	70	2.5	トマト、キュウリ 多品目	体験型農園 15 a 施設 5 a
果樹	I IV	果樹の庭先直売と観光果樹園を行う経営	50	2	キウイ、ブルーベリー、柿	
野菜	I II III	給食出荷と契約出荷を中心とした経営	50	2	キャベツ、ジャガイモ、多品目	施設 4 a

④ 東久留米市農業を支える農家 <目標所得額：100～300万円>

小規模経営の農家において、農地の機能や活用、多様な販売方法を探り、農業経営の底上げを目指し、本市の農業を支える経営体。

⑤ 自家用野菜等の自給的農家

10a 当たり 15～30 万円の農業販売金額を目標に、直売等により本市のすべての農家が販売に取り組むことを目標とする。

※農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の認定基準としての経営モデルは①～③とする。